

主な内容

2面 基調講演 野田税調会長
 3面 当面の問題 シリーズ108
 4～5面 税理士法第3条改正の検証
 パネルディスカッション
 6面 要旨
 税理士の役割をPR

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
税理士会館別館3F



電話 (03) 3356-4479
URL http://www.t-zeisei.jp/

編集発行人 中川 常彦
広報委員長

基盤整備を急げ！

税理士法改正を受けて

「税の世界」は変化の季節となった。4月1日から消費税が8%に引き上げられ、これに先立ち3月20日参議院本会議において、税理士法を含む所得税法等の一部を改正する法律案が賛成多数で可決・成立した。(3面に関連記事)

本連盟をはじめ税理士業界が一丸となって永年要望してきた税理士法第3条、すなわち公認会計士の税理士資格取得の問題は、国税審議会が指定する税法に関する「研修」を受けることが義務化された。今後は、税理士・公認会計士それぞれの制度の充実を図っていく必要があるだろう。



3月20日、神津東京会会長・内藤会長が見守る中、委員長報告がなされた。演壇は塚田一郎参議院財政金融委員長。ヒナ壇前列は麻生財務大臣(写真提供・自由民主党広報本部)

税理士法改正を含む所得税法等の一部を改正する法律案は、3月20日、内藤会長、神津東京会会長ら関係役員が見守る中、成立した。

3月31日、改正法とともに関係政省令が公布された。国税庁は、国税通則法の改正に伴う調査の事前通知が7月1日から新制度に移行するのに伴い通達を発出した。

税理士法に関する質疑は、17日に西田昌司議員(京都府選挙区・自民)が、翌18日に尾立源幸議員(大阪府選挙区・民主)と金子洋一議員(神奈川県選挙区・民主)が行った。

改正税理士法は、3月31日、政・省令とともに公布された。一部は、4月1日から適用されている。

改正税理士法は、税理士となる資格を有するものについて、公認会計士は、公認会計士法第16条に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、一定の税法に関する研修を修了した者とした。

現在行われている税法に関する実務補習は26コマ、このうち15コマがeラーニングで実施されている。これをベースに国税庁・日本公認会計士協会間で協議が開始されている模様。

税務代理権限証書が変わります。改正法では、国税通則法

の改正にともない、調査の事前通知の規定が整備された。本年7月1日以後にされる通知について適用される。省令の改正も行われ、税務代理権限証書の様式も変更となった。

公認会計士に係る資格の見直しは、平成29年4月1日以後に公認会計士試験に合格した者に適用することとした。

改正省令では、「補助税理士」を「所属税理士」と改め、その業務範囲について自ら委嘱を受けて税理士業務を行う場合の規定を設けた。

会場で質疑、質疑終局(両日)での質疑時間は9時間

◇2月28日 財務金融委員会
会場で討論、採決。同日午後の参議院本会議で可決、参議院へ送付

◇3月7日 参議院本会議
で麻生大臣から趣旨説明、各党代表質問、財政金融委員会に付託

◇3月13日 財政金融委員会
で麻生財務大臣から提案理由の説明

◇3月17日 財政金融委員会
で質疑

◇3月18日 財政金融委員会
で質疑、質疑終局(質疑時間は両日で約6時間半)

◇3月20日 財政金融委員会
で討論、採決、附帯決議、同日午後開議本会議に緊急上程、可決・成立

成立までの経過

◇2月4日 閣議決定、衆議院に提出

◇2月14日 衆議院本会議で麻生財務大臣から趣旨説明、各党代表質問、財

務金融委員会へ付託

◇2月25日 財務金融委員会
で麻生財務大臣から提案理由の説明、質疑

◇2月26日 財務金融委員

会場で質疑、質疑終局(両日)での質疑時間は9時間

◇2月28日 財務金融委員会
会場で討論、採決。同日午後の参議院本会議で可決、参議院へ送付

◇3月7日 参議院本会議
で麻生大臣から趣旨説明、各党代表質問、財政金融委員会に付託

◇3月13日 財政金融委員会
で麻生財務大臣から提案理由の説明

◇3月17日 財政金融委員会
で質疑

◇3月18日 財政金融委員会
で質疑、質疑終局(質疑時間は両日で約6時間半)

◇3月20日 財政金融委員会
で討論、採決、附帯決議、同日午後開議本会議に緊急上程、可決・成立

こんにちは、会長です

改正税理士法は、3月31日、政・省令とともに公布された。一部は、4月1日から適用されている。

税理士法改正における最大の争点は、公認会計士資格による税理士登録の問題であった。改正法は、公認会計士法に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、国税審議会が指定する一定の税法に関する研修を受講することとした。現在、公認会計

形式整えたら実態も変えねば

内藤 信子

指定する研修内容に移る。現在、実務補習団体として指定されているのは一般財団法人会計教育研修機構(理事長||森公高・日本公認会計士協会会長)である。ここで実施

成18年から新制度に移行し、合格者が激増した。公認会計士となる資格を有する者が増えることになり、合格者数も増える。合格者数が増えることになり、監査と会計の専門家として活動できる基盤整備が急がれている。

士試験に合格している者に配慮し、平成29年4月1日以後に公認会計士試験に合格した者について適用となる。

焦点は、国税審議会が最大の争点

合格者の中には業務補助に就くことができない者も多く、修了試験の合格率は70%程度。いびつな制度と言わざるを得ない。加えて、監査と会計の専門家(公認会計士法第2条)としてではなく、税理士業務に進出している。

最も困難といわれ

「アベノミクス」が成功するかどうかは、日本の経済を支える中小企業の成長が欠かせない。賃金アップ、消費税の価格転嫁の実行等我々も注視していかなければならない。

今年の春闘は安倍首相による異例の賃上げ要請のもとで行われた。連合の3月25日の発表によると回答のあった組合の平均では平均賃金方式で6634円、率にして2.23%の賃上げ、このうち300人未満の小労組では平均賃金方式で4824円、1.98%の賃上げが実現出来たようである。しかし組合に加入をしていない中小法人や個人事業主では賃上げを実現出来ないところも多数あるであろう。このようなかたが4月1日から消費税が8%に増税となった。また消費者物価指数も前年同月比で1.3%上昇し9ヶ月連続で上昇している。果たして賃上げ分どの程度この両者の上昇分をカバー出来るのであろうか。今後の経済状況が気になるところである。▼我々税理士が関与する中小企業では消費税の価格転嫁が可能かどうかは業績にも大きな影響を与える。東京商工会議所が2月25日に発表したアンケート結果では、消費税率の引き上げに伴う価格転嫁について「全て転嫁出来る」と回答した企業は59.2%で、約4割の企業で価格転嫁に懸念を残していることである。▼「アベノミクス」が成功するかどうかは、日本の経済を支える中小企業の成長が欠かせない。賃金アップ、消費税の価格転嫁の実行等我々も注視していかなければならない。

